

# 反社会的勢力排除に関する誓約書

殿

貴社と取引をするにあたり、反社会的勢力排除に関し、次の事項を遵守することを誓約します。

(反社会的勢力ではないこと)

1. 当社及び当社の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者若しくは当社が契約又は取引の履行のために使用する者（以下「当社の関係者」といいます。）は、個人であると団体であるとを問わず、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(反社会的勢力と密接な関係を有しないこと)

2. 当社及び当社の関係者は、反社会的勢力と密接な関係がないことを表明し、かつ将来にわたっても密接な関係をもたないことを確約します。

(不当要求等を行わないこと)

3. 当社及び当社の関係者は、次の各号に該当する行為は行いません。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
  - (5) 反社会的勢力に対し自己の名義を利用させる行為
  - (6) その他前各号に準ずる行為

(再下請負、再委託等の場合)

4. 当社は、貴社との契約の履行のために再下請負、再委託等により使用する者及び当社以下の取引関係各層の使用資機材、事務用品、その他あらゆる物品の調達先（以下「再下請負先等」といいます。）が反社会的勢力でないことを確認し、万一、反社会的勢力に該当する又はその疑いがあることが判明した場合には、当社の責任と負担において当該再下請負先等を取引関係から排除するよう努めることとし、それを怠った場合、貴社との契約又は取引を即時解除されても一切異議を申し立てないことをお約束いたします。

(不当介入への対応)

5. 当社は、貴社との取引に関して当社又は調達先が反社会的勢力から不当要求又は業務妨害（以下、併せて「不当介入」といいます。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに反社会的勢力による不当介入があった時点（調達先が反社会的勢力から不当介入を受けた場合を含む。）で速やかにこれを報告し、貴社の捜査機関への協力及び発注者への報告等に必要な協力を行います。

(契約解除)

6. 当社が前各項に違反した場合、貴社は、何らの催告を要することなく貴社と当社との間で締結した一切の契約又は取引の全部又は一部を解除することができるものとし、当社はこれに何ら異議を述べません。また、かかる解除により当社に損害が生じても、貴社は何らこれを賠償することを要せず、かつ、当社は、貴社に損害が生じたときは、その損害を賠償するものいたします。

年 月 日

会社名

代表者名

印